

大阪府財務諸表作成基準及びその注解（平成 23 年 3 月 29 日会計第 3894 号） 新旧対照表

改 正 案		現 行	
大阪府財務諸表作成基準	大阪府財務諸表作成基準の注解	大阪府財務諸表作成基準	大阪府財務諸表作成基準の注解
<p>(収入及び費用等の計上)</p> <p>第 21 条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政収入</p> <p>ア 地方税 府税及び地方消費税清算金を計上する。</p> <p>イ 地方譲与税 地方譲与税を計上する。</p> <p>ウ 市町村たばこ税府交付金 市町村たばこ税府交付金を計上する。</p> <p>エ 地方特例交付金 地方特例交付金を計上する。</p> <p>オ 地方交付税 地方交付税を計上する。</p> <p>カ 交通安全対策特別交付金 交通安全対策特別交付金を計上する。</p> <p>キ 分担金及び負担金（行政費用充当） 分担金及び負担金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。</p> <p>ク 使用料及び手数料 使用料及び手数料を計上する。</p> <p>ケ 国庫支出金（行政費用充当） 国庫支出金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。</p> <p>コ 財産収入 財産収入を計上する。</p> <p>サ 寄附金 寄附金を計上する。</p> <p>シ 繰入金 特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。</p>		<p>(収入及び費用等の計上)</p> <p>第 21 条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政収入</p> <p>ア 地方税 府税及び地方消費税清算金を計上する。</p> <p>イ 地方譲与税 地方譲与税を計上する。</p> <p>ウ 市町村たばこ税府交付金 市町村たばこ税府交付金を計上する。</p> <p>エ 地方特例交付金 地方特例交付金を計上する。</p> <p>オ 地方交付税 地方交付税を計上する。</p> <p>カ 交通安全対策特別交付金 交通安全対策特別交付金を計上する。</p> <p>キ 分担金及び負担金（行政費用充当） 分担金及び負担金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。</p> <p>ク 使用料及び手数料 使用料及び手数料を計上する。</p> <p>ケ 国庫支出金（行政費用充当） 国庫支出金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。</p> <p>コ 財産収入 財産収入を計上する。</p> <p>サ 寄附金 寄附金を計上する。</p> <p>シ 繰入金 特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。</p>	

<p>ス 税諸収入 滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。</p> <p>セ 事業収入（特別会計） 証紙収入金整理特別会計における証紙売払収入、港湾整備事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。</p> <p>ソ その他行政収入 アからセに属さない行政収入を計上する。</p> <p>(2) 行政費用</p> <p>ア 税連動費用 地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を市町村などへの交付する費用を計上する。</p> <p>イ 給与関係費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金など職員の人件費に関する費用を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>ウ 物件費 委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、業務委託、役務の提供に関する費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成又は負債の減少につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>エ 維持補修費 維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。</p> <p>オ 社会保障扶助費 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。</p> <p>カ 負担金、補助金及び交付金等 他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金などの費用を計上する。ただし、</p>	<p>第 21 条</p> <p>第 1 号ソ関係 その他行政収入には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 延滞金・加算金等 (2) 貸付金利子収入 (3) 受託事業収入 (4) 収益事業収入（宝くじ） (5) 弁償金 (6) 小切手未払資金組入れ (7) 違約金及び延納利息 (8) 棚卸資産評価益 (9) 雑入 <u>(10) 調定外過誤納金</u></p> <p>第 2 号ウ、エ及びカ関係 施設の改修経費等について、物件費、維持補修費、負担金、補助金及び交付金等として行政コスト計算書の費用に計上するか、資産として貸借対照表に計上するかは「大阪府公有財産台帳等処理要領」による。</p>	<p>ス 税諸収入 滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。</p> <p>セ 事業収入（特別会計） 証紙収入金整理特別会計における証紙売払収入、港湾整備事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。</p> <p>ソ その他行政収入 アからセに属さない行政収入を計上する。</p> <p>(2) 行政費用</p> <p>ア 税連動費用 地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を市町村などへの交付する費用を計上する。</p> <p>イ 給与関係費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金など職員の人件費に関する費用を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>ウ 物件費 委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など物件の購入及び借上げ、業務委託、役務の提供に関する費用を計上する。ただし、他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成又は負債の減少につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>エ 維持補修費 維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。</p> <p>オ 社会保障扶助費 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。</p> <p>カ 負担金、補助金及び交付金等 他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金などの費用を計上する。ただし、</p>	<p>第 21 条</p> <p>第 1 号ソ関係 その他行政収入には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 延滞金・加算金等 (2) 貸付金利子収入 (3) 受託事業収入 (4) 収益事業収入（宝くじ） (5) 弁償金 (6) 小切手未払資金組入れ (7) 違約金及び延納利息 (8) 棚卸資産評価益 (9) 雑入 <u>(10) 過年度修正益</u> <u>(11) 調定外過誤納金</u></p> <p>第 2 号ウ、エ及びカ関係 施設の改修経費等について、物件費、維持補修費、負担金、補助金及び交付金等として行政コスト計算書の費用に計上するか、資産として貸借対照表に計上するかは「大阪府公有財産台帳等処理要領」による。</p>
---	---	---	--

<p>他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>キ 国直轄事業負担金 国直轄事業負担金を計上する。</p> <p>ク 繰出金 特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。</p> <p>ケ 減価償却費 償却資産に係る当期の減価償却費を計上する。</p> <p>コ 債務保証費 支払保証債務の当期発生額を計上する。</p> <p>サ 不納欠損引当金繰入額 不納欠損引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>シ 貸倒引当金繰入額 貸倒引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>ス 賞与引当金繰入額 賞与引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>セ 退職手当引当金繰入額 退職手当引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>ソ その他引当金繰入額 その他引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>タ その他行政費用 アからソに属さない行政費用を計上する。</p> <p>(3) 金融収入 ア 受取利息及び配当金 府預金利子、株式配当金等を計上する。</p> <p>(4) 金融費用 ア 地方債利息及び手数料 地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに</p>	<p>第2号タ関係 その他行政費用には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 棚卸資産評価損</p>	<p>他の費用勘定に計上するもの及び府の資産の形成につながるもの並びに棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>キ 国直轄事業負担金 国直轄事業負担金を計上する。</p> <p>ク 繰出金 特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。</p> <p>ケ 減価償却費 償却資産に係る当期の減価償却費を計上する。</p> <p>コ 債務保証費 支払保証債務の当期発生額を計上する。</p> <p>サ 不納欠損引当金繰入額 不納欠損引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>シ 貸倒引当金繰入額 貸倒引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>ス 賞与引当金繰入額 賞与引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>セ 退職手当引当金繰入額 退職手当引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>ソ その他引当金繰入額 その他引当金の当期発生額及び当期戻入額を計上する。</p> <p>タ その他行政費用 アからソに属さない行政費用を計上する。</p> <p>(3) 金融収入 ア 受取利息及び配当金 府預金利子、株式配当金等を計上する。</p> <p>(4) 金融費用 ア 地方債利息及び手数料 地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに</p>	<p>第2号タ関係 その他行政費用には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 棚卸資産評価損 (2) 過年度修正損</p>
---	---	---	--

<p>関する手数料を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>イ 地方債発行差金 地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額を計上する。</p> <p>ウ 他会計借入金利息等 他会計からの借入金に対する利子等を計上する。</p> <p>(5) 特別収入</p> <p>ア 分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。</p> <p>イ 分担金及び負担金（災害復旧費） 分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。</p> <p>ウ 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。</p> <p>エ 国庫支出金（災害復旧費） 国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。</p> <p>オ 固定資産売却益 固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。</p> <p><u>カ 過年度修正益</u> <u>過年度修正益を計上する。</u></p> <p><u>キ</u> その他特別収入 アからカに属さない特別収入を計上する。</p> <p>(6) 特別費用</p> <p>ア 固定資産売却損 固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。</p> <p>イ 固定資産除却損 除却した固定資産の除却時の帳簿価額を計上する。</p> <p>ウ 災害復旧費</p>	<p>第5号ウ関係 国庫支出金については、建設事業に対するものも含め、企業会計の一般的な処理（国庫支出金等を収益と捉え、損益計算書に計上する会計処理）や国際公会計基準（I P S A S）を参考に、当該年度の収入として計上する。これにより、貸借対照表（純資産変動計算書）と行政コスト計算書の連携を保つことができる。なお、財務諸表利用者の誤解を防ぐため、当期の行政サービスに対する助成である国庫支出金と区別し特別収入に計上する。</p> <p>第5号キ関係 その他特別収入には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 法人等出資金売却益 (2) 受贈財産評価収入 (3) 市町村等移管相当額</p>	<p>関する手数料を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。</p> <p>イ 地方債発行差金 地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額を計上する。</p> <p>ウ 他会計借入金利息等 他会計からの借入金に対する利子等を計上する。</p> <p>(5) 特別収入</p> <p>ア 分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。</p> <p>イ 分担金及び負担金（災害復旧費） 分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。</p> <p>ウ 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。</p> <p>エ 国庫支出金（災害復旧費） 国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。</p> <p>オ 固定資産売却益 固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。</p> <p><u>カ</u> その他特別収入 アからオに属さない特別収入を計上する。</p> <p>(6) 特別費用</p> <p>ア 固定資産売却損 固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。</p> <p>イ 固定資産除却損 除却した固定資産の除却時の帳簿価額を計上する。</p> <p>ウ 災害復旧費 災害復旧に関する費用を計上する。</p>	<p>第5号ウ関係 国庫支出金については、建設事業に対するものも含め、企業会計の一般的な処理（国庫支出金等を収益と捉え、損益計算書に計上する会計処理）や国際公会計基準（I P S A S）を参考に、当該年度の収入として計上する。これにより、貸借対照表（純資産変動計算書）と行政コスト計算書の連携を保つことができる。なお、財務諸表利用者の誤解を防ぐため、当期の行政サービスに対する助成である国庫支出金と区別し特別収入に計上する。</p> <p>第5号カ関係 その他特別収入には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 法人等出資金売却益 (2) 受贈財産評価収入 (3) 市町村等移管相当額</p>
---	--	---	--

<p>災害復旧に関する費用を計上する。</p> <p><u>エ 過年度修正損</u> 過年度修正損を計上する。</p> <p><u>オ その他特別費用</u> アからエに属さない特別費用を計上する。</p> <p>(7) 当期収支差額 通常収支の差額と特別収支の差額の合計額をいう。</p> <p>(8) 一般財源等配分調整額 一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した財源である地方税、地方交付税その他の収入（以下「一般財源等」という。）を計上する。</p> <p>(9) 一般会計繰入金 特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。</p> <p>(10) 一般会計繰出金 特別会計が一般会計に対し繰出した金額を計上する。</p> <p>(11) 再計 当期収支差額に一般財源等配分調整額、一般会計繰入金及び一般会計繰出金を加減した金額をいう。</p>	<p>第6号オ関係 その他特別費用には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 法人等出資金売却損 (2) 法人等出資金評価損 (3) 固定資産評価損 (4) 市町村等移管相当額</p> <p>第7号関係 一般会計の行政コスト計算書の当期収支差額は、当期の費用に当期の一般財源等を充当した結果の剰余（欠損）を表す。</p> <p>第8号関係 一般財源等配分調整額は、当該所属又は事業等に対し一般財源等が充当された金額又は当該所属又は事業等に計上した一般財源等を他の所属又は事業等に移管した金額を表す。</p>	<p><u>エ</u> その他特別費用 アから<u>ウ</u>に属さない特別費用を計上する。</p> <p>(7) 当期収支差額 通常収支の差額と特別収支の差額の合計額をいう。</p> <p>(8) 一般財源等配分調整額 一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した財源である地方税、地方交付税その他の収入（以下「一般財源等」という。）を計上する。</p> <p>(9) 一般会計繰入金 特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。</p> <p>(10) 一般会計繰出金 特別会計が一般会計に対し繰出した金額を計上する。</p> <p>(11) 再計 当期収支差額に一般財源等配分調整額、一般会計繰入金及び一般会計繰出金を加減した金額をいう。</p>	<p>第6号エ関係 その他特別費用には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 法人等出資金売却損 (2) 法人等出資金評価損 (3) 固定資産評価損 (4) 市町村等移管相当額</p> <p>第7号関係 一般会計の行政コスト計算書の当期収支差額は、当期の費用に当期の一般財源等を充当した結果の剰余（欠損）を表す。</p> <p>第8号関係 一般財源等配分調整額は、当該所属又は事業等に対し一般財源等が充当された金額又は当該所属又は事業等に計上した一般財源等を他の所属又は事業等に移管した金額を表す。</p>
---	--	--	--

別表1 勘定科目
2 行政コスト計算書
(1) 収入の部

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金（行政費用充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政費用充当） 財産収入 寄附金 繰入金	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	受取利息及び配当金	
特別収入	分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金（災害復旧費） 固定資産売却益 過年度修正益 その他特別収入	
一般会計からの繰入金		

(2) 費用の部

行政費用	税連動費用 給与関係費 物件費 維持補修費 社会保障扶助費 負担金、補助金及び交付金等 国直轄事業負担金 繰出金 減価償却費 債務保証費 不納欠損引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 賞与引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他引当金繰入額 その他行政費用	
金融費用	地方債利息及び手数料 地方債発行差金 他会計借入金利息等	
特別費用	固定資産売却損 固定資産除却損 災害復旧費 過年度修正損 その他特別費用	
一般会計への繰出金		

別表1 勘定科目
2 行政コスト計算書
(1) 収入の部

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金（行政費用充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政費用充当） 財産収入 寄附金 繰入金	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	受取利息及び配当金	
特別収入	分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金（災害復旧費） 固定資産売却益 その他特別収入	
一般会計からの繰入金		

(2) 費用の部

行政費用	税連動費用 給与関係費 物件費 維持補修費 社会保障扶助費 負担金、補助金及び交付金等 国直轄事業負担金 繰出金 減価償却費 債務保証費 不納欠損引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 賞与引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他引当金繰入額 その他行政費用	
金融費用	地方債利息及び手数料 地方債発行差金 他会計借入金利息等	
特別費用	固定資産売却損 固定資産除却損 災害復旧費 その他特別費用	
一般会計への繰出金		

様式第2号 行政コスト計算書

(単位：)

科 目	金 額
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
分担金及び負担金（行政費用充当）	
使用料及び手数料	
国庫支出金（行政費用充当）	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入（特別会計）	
その他行政収入	
2 行政費用	
税連動費用	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
社会保障扶助費	
負担金、補助金及び交付金等	
国直轄事業負担金	
繰出金	
減価償却費	
債務保証費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及び配当金	
2 金融費用	
地方債利息及び手数料	
地方債発行差金	
他会計借入金利息等	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
I 特別収入	
1 特別収入	
分担金及び負担金（公共施設等整備）	
分担金及び負担金（災害復旧費）	
国庫支出金（公共施設等整備）	
国庫支出金（災害復旧費）	
固定資産売却益	
過年度修正益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
過年度修正損	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	
一般財源等配分調整額	
一般会計からの繰入金	
一般会計への繰出金	
再計	

様式第2号 行政コスト計算書

(単位：)

科 目	金 額
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
分担金及び負担金（行政費用充当）	
使用料及び手数料	
国庫支出金（行政費用充当）	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入（特別会計）	
その他行政収入	
2 行政費用	
税連動費用	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
社会保障扶助費	
負担金、補助金及び交付金等	
国直轄事業負担金	
繰出金	
減価償却費	
債務保証費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及び配当金	
2 金融費用	
地方債利息及び手数料	
地方債発行差金	
他会計借入金利息等	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
I 特別収入	
1 特別収入	
分担金及び負担金（公共施設等整備）	
分担金及び負担金（災害復旧費）	
国庫支出金（公共施設等整備）	
国庫支出金（災害復旧費）	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	
一般財源等配分調整額	
一般会計からの繰入金	
一般会計への繰出金	
再計	

附 則

この基準等は、平成 28 年 月 日から施行し、平成 27 年度の財務諸表の作成から適用する。